

入浴施設の方向性
及び総合福祉センターの今後のあり方について

2026年（令和8年）3月

牛久市

1. はじめに	1
2. 総合福祉センターの現状	2
(1) 施設の概要	2
(2) 施設の運営状況	2
(3) 運営にかかるコスト（令和6年度決算）	3
(4) 利用者の推移	4
3. 総合福祉センター設備の課題	6
(1) 一般入浴施設	6
(2) 施設全体	7
4. 「総合福祉センターについてのアンケート」実施概要	8
(1) 調査目的	8
(2) 調査対象及び方法	8
(3) 回答概要	8
(4) 集計結果	9
(5) アンケート結果の考察	13
5. 牛久市総合福祉センター運営協議会	14
(1) 第1回会議で出た主な意見（要約）	14
(2) 第2回会議で出た主な意見（要約）	14
(3) 会議の整理（総括）	15
6. 牛久市総合福祉センターの在り方及び今後の方向性に関する市の考え方	17
(1) 一般入浴施設の廃止	17
(2) 大規模改修	17
(3) 今後の在り方	18
(4) あり方を考える上での課題の整理	18
7. おわりに	20

1. はじめに

牛久市総合福祉センターは、地域福祉の拠点として、多くの市民に利用され、日常的な交流や生きがいづくり、福祉活動の推進に寄与してきたところです。地域における身近な公共施設として、これまで、入浴事業をはじめ、交流事業や健康増進に資する取組など、さまざまなサービスを提供することで、市民の福祉向上に一定の役割を果たしてきました。

一方で、総合福祉センターは竣工した平成4年度から30年以上が経過し、市民ニーズや社会環境も大きく変化してきました。高齢化が進み、より身近な場所での地域コミュニティの形成が必要となる中、小学校地区毎の地区社協の活動や、各自治体での取り組みが活発化し、あわせて、少子化の進展や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化なども、大きく変化してきました。

こうした中で、利用状況や利用目的にも変化が生じており、利用者の固定化や利用形態に偏りが見られるなど、公共施設としての役割や運営のあり方について、改めて検討する必要性が高まっています。

また、施設や設備の老朽化が進行し、維持管理には多くの費用を要することから、限られた財源の中で、どの機能やサービスを重視し、どのように持続可能な施設運営を行っていくかという視点も重要な課題となっています。単に従来の機能を維持するのではなく、現在および将来の市民ニーズを見据えた施設の在り方を検討することが求められています。

こうした検討を本格化させる契機となったのが、男性浴場が設備不良により使用できなくなったことです。現在は、女性浴場を一日おきに男女入れ替え制で運用していますが、これはあくまで暫定的な対応であり、恒常的な解決策とは言えない状況にあります。

このため、今後、多額の費用をかけて修繕し入浴事業を再開するのか、あるいは施設全体の役割や機能の見直しを含めた対応とするのかについて、検討を開始する必要性が生じました。

このような状況を踏まえ、本市では牛久市総合福祉センター運営協議会において、施設の現状や利用実態、維持管理に係る課題等を整理するとともに、アンケート結果や関係者の意見を踏まえながら、今後の福祉センターの在り方について継続的に検討を重ねているところです。

本報告書は、これまでの検討結果を取りまとめるとともに、福祉センターが今後も、市民にとって必要とされる役割を果たし続けるため、福祉センターの在り方について見直すとともに、効果的な施設運営の在り方について、今後の検討に資することを目的とするものです。

2. 牛久市総合福祉センターの現状

(1) 施設の概要

入浴、囲碁将棋、交流の間、図書室など、どなたでもご利用いただける施設です。敷地内のふくしの森では、散策路を歩いたり、マレットゴルフを楽しんだりしていただくことができます。

施設名称	牛久市総合福祉センター	
所在地	茨城県牛久市女化町 859-3	
敷地面積	42,607.41 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	
規模	地上1階	
建築面積	3,486.66 m ²	
延床面積	3,331.00 m ²	
竣工年	平成4年(1992年)	
築年数	築34年(2026年時点)	

(2) 施設の運営状況

① 一般利用

・開館時間：午前9時から午後4時30分まで

※土曜日の浴室利用時間は、午後1時00分まで

・休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日と年末年始(12月31日～1月3日)

・施設内容と利用料

施設内容	利用資格	利用料	
交流の間	どなたでも	市内在住で満60歳以上の方および中学生以下の方	無料
浴室		市内在住で当該年度の市区町村民税が非課税の方	無料
機能回復訓練室		市内在住で障害者手帳をお持ちの方	無料
第1・2和室		その他の市民	220円
囲碁将棋室		市外の方	530円
子育て広場のびのび	市内在住の就学前のお子さん及び同伴する保護者		無料
センターホール	どなたでも	センターホール 午前・午後	各4,830円
第1会議室		第1会議室 午前・午後	各1,420円
第2会議室		第2会議室 午前・午後	各370円
第3会議室		第3会議室 午前・午後	各900円
ビデオ映画館		ビデオ映画館 午前・午後	各1,630円
ふくしの森	どなたでも		無料

▶ 利用料の免除あり(10人以上で構成する非営利団体が利用する場合であって、かつ、当該団体の構成員のうち、市内に住所を有する者が6割を超えるときなど)

② 社会福祉協議会、ほっとピア

事業者	事業	内容
社会福祉法人牛久市社会福祉協議会	身体障害者デイサービス (市の委託事業)	身体に障がいのある方を対象に、自立の促進と社会参加の拡大を目的として実施する事業である。機能訓練や日常生活訓練などの「訓練活動」と、交流や創作等の「生きがい活動」を通じ、地域の中で安心して自分らしい生活が送れるよう総合的に支援する。
	知的障害者デイサービス (わくわく)	障害者総合支援法に基づく多機能型事業所であり、18歳以上の知的障がいのある方を対象とする。就労継続支援B型による軽作業、自立訓練、生活介護による創作活動等を実施し、自立した生活の実現と地域での安定した暮らしを支援する。
	老人デイサービス	自宅から送迎により通所し、機能訓練やレクリエーション、交流活動等を行う事業である。認知症予防や身体機能の維持・向上を図るとともに、家族の介護負担の軽減につなげ、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう支援する。
ほっとピア 特定非営利活動法人	就労継続支援B型事業 (ほっとピアワークス)	障がい等により一般就労が困難な方を対象に、軽作業や調理等の就労機会を提供する事業である。利用者は工賃を得ながら能力や体力に応じた作業に取り組み、働く意欲や生活力を高めるとともに、地域社会への参加と自立を促進する。

(3) 運営にかかるコスト (令和6年度決算)

事業名	金額 (円)
総合福祉センター施設を維持管理する	61,250,709
総合福祉センターを運営する	15,167,226
合計	76,417,935

うち一般入浴施設に係る運用経費

科目	金額 (円)
燃料費 灯油	約 6,000,000
消耗品費 石鹼、シャンプー	約 600,000
委託費 浴室清掃、レジオネラ属菌検査	約 2,500,000
保守 給湯設備	約 1,000,000
修繕費	約 160,000
合計	約 10,260,000

(4) 利用者数の推移

年度	事業所					一般利用					合計
	社会福祉協議会			ほっとピア	事業所計	子育て広場	お風呂等		施設利用	一般計	
	身障デイ	知的デイ	老人デイ	就労支援			市内	市外			
H29	5,604	15,935	8,248	5,004	34,791	5,935	64,472	312	31,574	102,293	137,084
H30	4,438	16,134	7,765	5,540	33,877	5,550	62,605	224	30,506	98,885	132,762
R1	4,124	15,626	7,371	5,440	32,561	3,529	59,231	256	30,230	93,246	125,807
R2	3,605	14,771	7,220	5,350	30,946	0	0	0	9,037	9,037	39,983
R3	3,544	14,766	7,078	5,639	31,027	1,073	0	0	8,054	9,127	40,154
R4	2,827	14,472	6,802	5,142	29,243	2,292	0	0	10,739	13,031	42,274
R5	3,103	14,555	7,850	5,588	31,096	3,168	24,579	92	14,381	42,220	73,316
R6	3,211	15,118	7,668	5,847	31,844	2,920	24,781	179	15,620	43,500	75,344

福祉センターの利用者数の推移を、事業所利用と一般利用に分けて見ると、それぞれ異なる傾向が見られます。

まず、事業所利用（身障デイ、知的デイ、老人デイ、就労支援）については、平成29年度から令和元年度にかけては年間約3万4千人から3万2千人台で推移し、概ね安定した利用状況が続いていました。

令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、事業そのものの継続性は保たれており、利用者数は約3万人前後で推移しています。

令和4年度以降は利用環境の改善等により回復傾向が見られ、令和5年度、令和6年度は3万1千人台まで戻っており、コロナ禍以前と概ね同水準となっています。

このことから、各福祉事業は、外的要因の影響を受けながらも、比較的安定した需要が継続している状況にあります。

一方、一般利用（子育て広場、一般入浴施設、施設利用）については、平成29年度から令和元年度までは年間約10万人台から9万人台で推移し、福祉センター全体の利用者数を大きく押し上げる要因となっていました。

しかし、令和2年度および令和4年度は、一般入浴施設の休止や外出自粛の影響により利用が大幅に減少し、一般利用は約9千人程度まで落ち込みました。

令和5年度に一般入浴施設を再開したことで、一般利用は約4万2千人から4万3千人台まで回復していますが、それでも、平成29年度当時の約10万人規模と比較すると依然として低い水準にあり、コロナ禍以前の利用状況には至っていません。

このように、福祉センター全体の総利用者数の増減は、主として一般入浴施設を中心とした一般利用の稼働状況に大きく左右されてきたことが分かります。一方で、事業所による各福祉サービスは比較的安定しており、地域福祉の基盤的な役割を継続して果たしています。

なお、一般入浴施設の運営には、燃料費（灯油）等として年間約1千万円の経費を要し

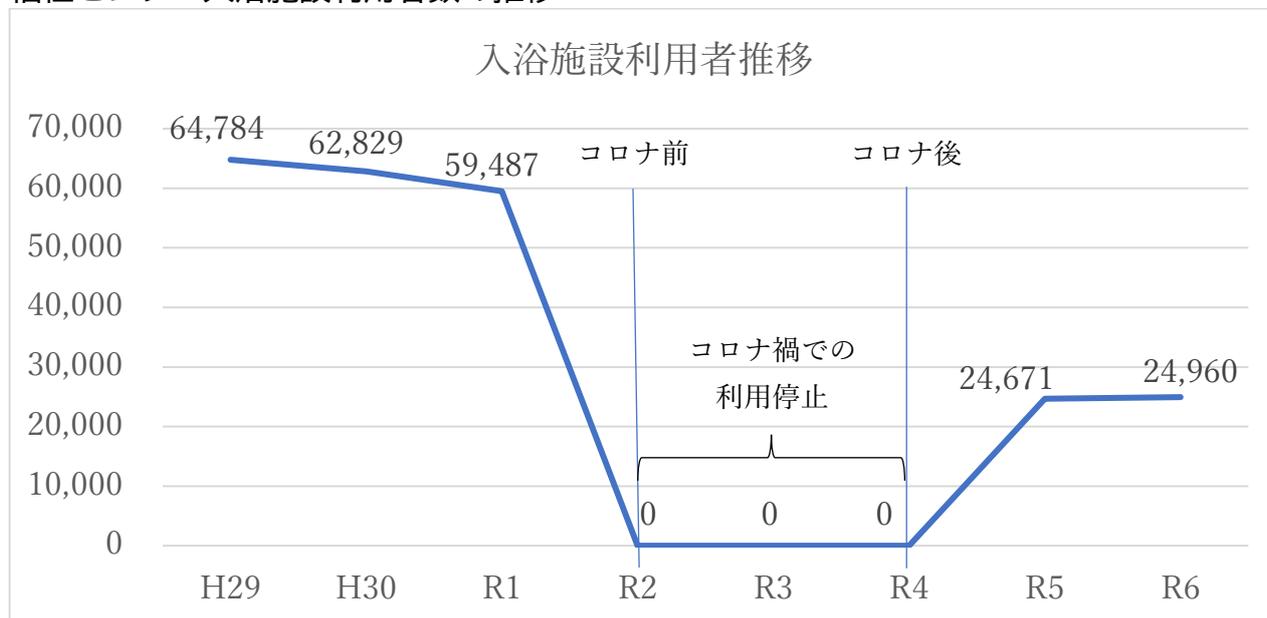
ています。令和5年度および令和6年度の風呂等利用者数はそれぞれ約2万4千人台にとどまっており、これらの運営経費を踏まえると、1人当たりのコストは相対的に高い水準となっています。

3. 牛久市総合福祉センターの課題

(1) 一般入浴施設

① 利用状況

福祉センター入浴施設利用者数の推移



一般入浴施設の利用者数は、コロナ禍以前の令和元年度までは、年間おおむね約6万人前後で推移しており、福祉センター全体の利用者数の中でも大きな割合を占めていました。このため、数量的には福祉センターの利用実績を押し上げる役割を担ってきた側面があります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度から令和4年度までの3年間、一般入浴施設は利用停止を余儀なくされました。この間、利用者は長期間にわたり施設を利用できない状況が続き、日常的な利用習慣そのものが大きく変化しました。

令和5年度に一般入浴施設を再開した後も、令和5年度および令和6年度の利用者数はいずれも約2万4千人にとどまり、コロナ禍以前の水準と比較すると半数にも満たない状況となっています。

加えて、現代の一般家庭の入浴環境は劇的に充実し、単に汚れを落とす場所から、「リラックス・癒やし・健康管理のための空間（プライベートスパ）」へと進化していることや、周辺地域において民間の入浴施設やスポーツジムが整備されるなど、入浴に関する社会資源は着実に充実してきています。また、高齢化の進展による外出頻度の低下、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化も一般入浴施設の利用減少に影響していると考えられます。

このことから、利用者数の減少は一時的なものではなく、利用行動の変化を背景とした構造的な減少であると考えられ、今後も大幅な回復は見込みにくい状況にあります。

さらに、利用履歴を分析すると、利用者は約140人程度の常連層に偏っており、特定の利用者による継続的な利用が大半を占めています。このことから、一般入浴施設は、広く市民に利用される公共施設というよりも、限られた利用者によって支えられている施設となっており、公共サービスとしての公平性や公共性の確保という点で課題があります。

一般入浴施設については、これまで果たしてきた役割を踏まえつつも、現在の利用実態や社会環境の変化、費用対効果の観点から、その位置づけを見直す必要がある状況にあります。

② 入浴設備状況

一般入浴施設については、竣工当時に整備された設備を継続して使用していることから老朽化が著しく、配管、給湯設備、浴槽周辺など各所に劣化が見られる状況です。令和6年10月には、男性浴場が設備不良により使用できなくなり、現在は女性浴場を一日おきに男女入れ替え制で運用しています。しかしながら、女性浴場についても老朽化は進行しており、同様の不具合が発生する可能性は否定できません。

安全かつ衛生的な利用環境を維持するためには、部分的な修繕では対応が困難であり、給排水設備や機械設備を含めた全面的な更新を前提とした大規模な改修工事が必要となります。これには多額の改修費用が見込まれ、今後の維持管理費の増大も避けられない状況です。

(2) 施設全体

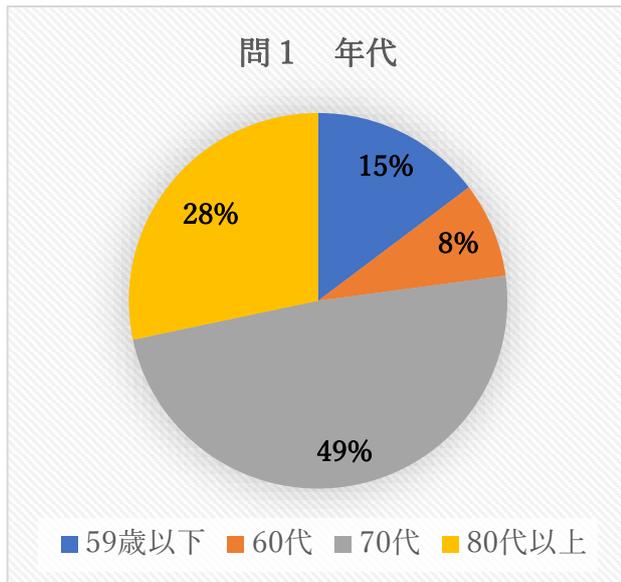
福祉センターは、平成4年度に竣工し、令和8年度には築34年を迎えます。建物全体については、長年の使用による経年劣化が進行しており、建築基準法に基づく定期点検（いわゆる12条点検）においても、外壁や屋根防水等については是正が必要との指摘を受けています。このため、施設の安全性を確保する観点から、建物本体については大規模改修工事により、必要な法令対応や劣化箇所の改善を行う予定としています。

また、建物本体の法令対応とは別に、30年以上前に整備された施設は、当時の基準や利用形態を前提としているため、現在求められている安全基準や衛生基準、バリアフリー対応、さらには多様な利用目的への対応といった点において、構造的な制約を抱えています。そのため、単に老朽化した箇所を修繕するだけでは、利用環境の抜本的な改善や利便性の向上には限界があります。

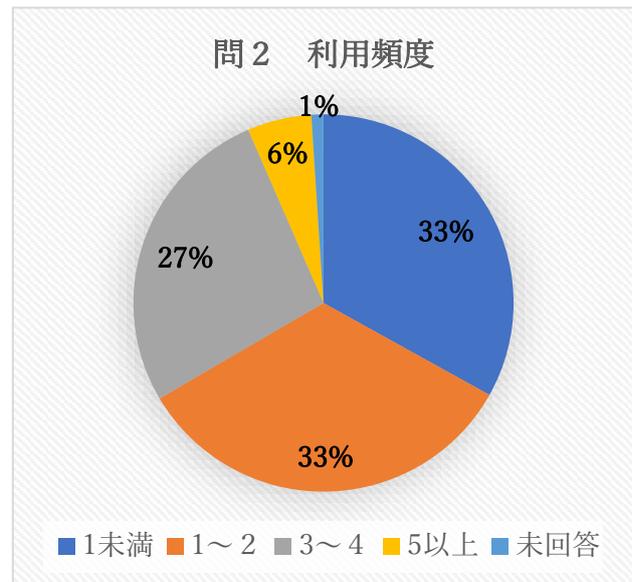
このような状況を踏まえると、現行の基準や社会環境に即した一定の機能向上を検討する必要がありますが、その一方で、入浴設備を含むすべての機能やサービスを同時に維持・更新することは、財政面や施設規模の観点から現実的ではありません。

限られた財源を有効に活用し、持続可能な施設運営を行うためには、各機能の利用実態や役割、費用対効果を十分に検証したうえで、福祉センターとして果たすべき役割を明確にし、提供するサービスの取捨選択を行うことが不可欠となります。

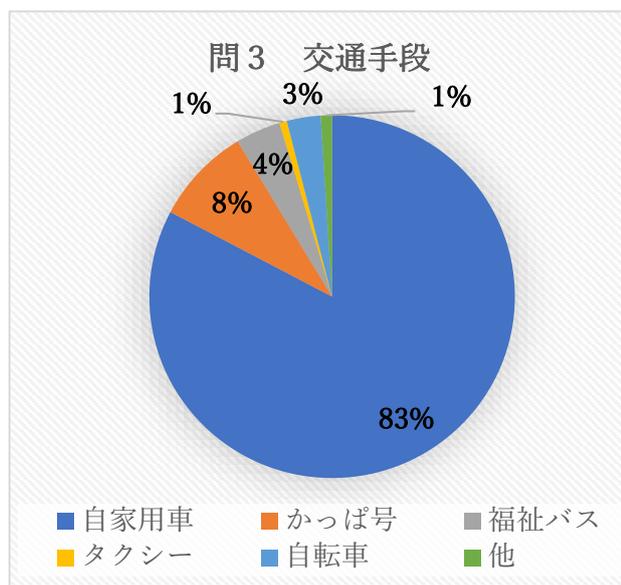
(4) 集計結果



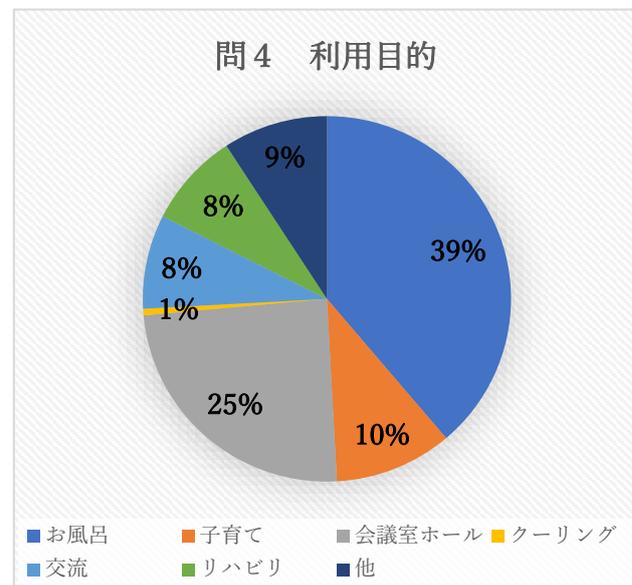
年代は70代、80代以上合わせて77%を占め、明確に高齢者中心の施設であることが分かります。



全体での利用頻度は週に2回未満が約7割を占めます。

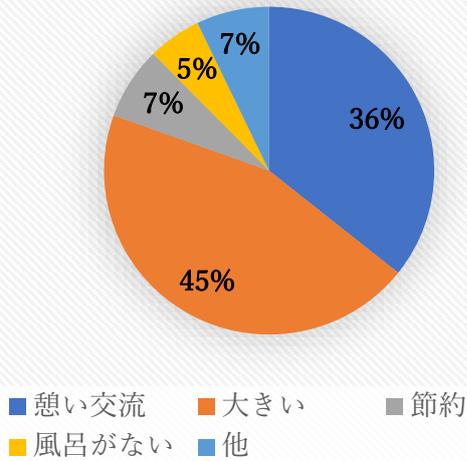


交通手段は利用者の83%が自家用車による来所であり、福祉バスやかっぱバスの公共交通機関に依存している利用者は少数です。



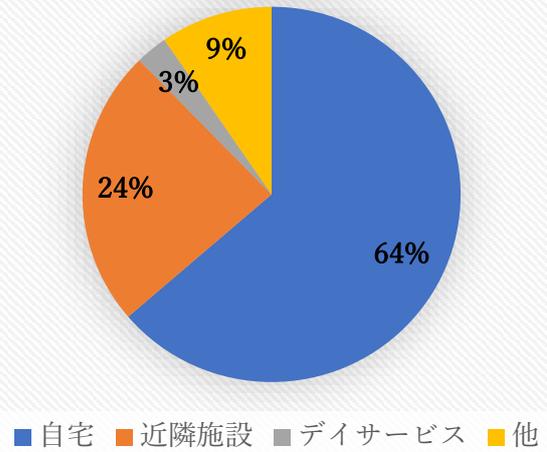
利用目的で、最も多い「お風呂」利用は全体の約4割で、過半数の約6割は入浴以外の目的で来所しています。

問5 お風呂利用の理由



利用理由の中心は「大きいお風呂に入りたい」「憩い・交流の場」であり、約8割が生活上の必要性ではなく娯楽・交流目的です。一方、「自宅にお風呂がない・使えない」は約5%となっております。

問6 福祉センター以外での入浴

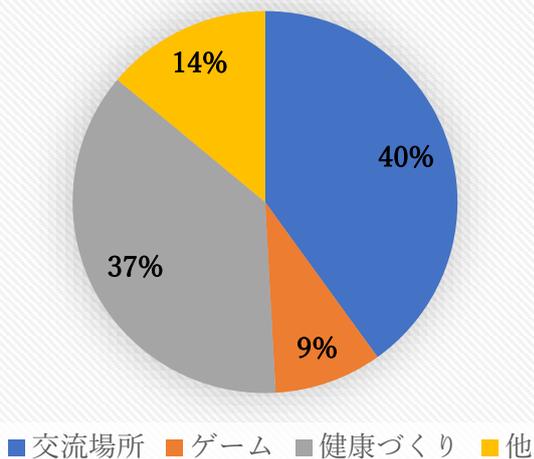


利用者の6割以上が自宅で入浴しており、近隣入浴施設を利用できる層も存在しています。福祉センターが唯一の入浴場所ではなく、代替手段がある程度確保されていることがわかります。

その他の回答は、「自宅ではシャワーのみ」、「自宅では（あまり）入らない」、「スポーツジムで入浴」、「福祉センター以外にない」となっており、「福祉センター以外にない」と答えた方は3名となっております。

福祉センターに依存しているのは限定的で、特に「福祉センター以外での入浴が困難な利用者」は少数となっております。

問7 福祉センターにあればよいもの



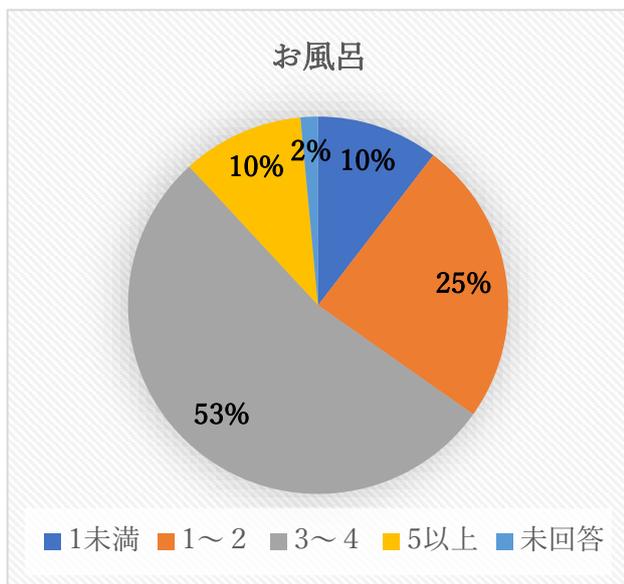
利用希望の中心は「交流・集い」と「健康づくり・体操」であることがわかります。その他として、カラオケや子供向けイベントなどがありました。

問8 ご意見ご要望自由記載欄

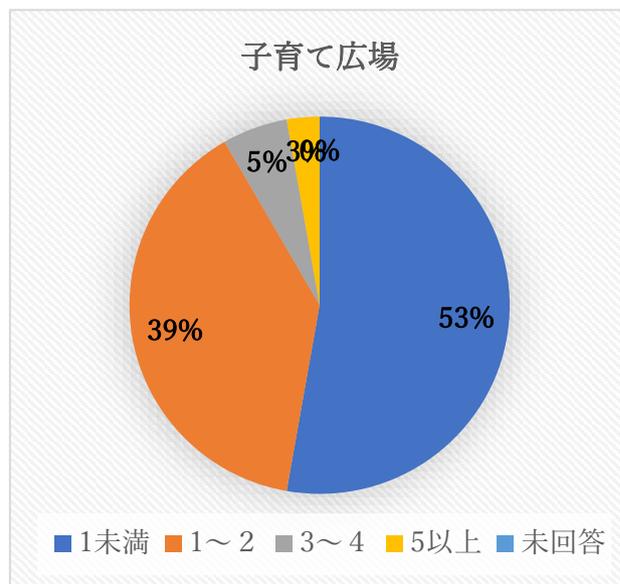
回答全体からは、福祉センターの存続についての意見。また、お風呂利用者からの入浴機能の継続を望む声があります。さらに、交流・憩い・健康維持の拠点としての機能回復を求める意見が見られます。

分類	内容概要	主なキーワード・特徴的意見
福祉センター、入浴施設の継続・修繕	男湯の早期修理、毎日利用希望、有料化容認など	「お風呂をなくさないで」「有料でもよい」「交流の場」「倒れても気づかれない」
交流・憩いの場としての重要性	高齢者の孤立防止、会話・趣味活動の場として不可欠	「一人暮らし」「話せるのが楽しみ」「精神的な支え」「町内外の人と交流」
カラオケ・サークル活動の復活	コロナ後の再開希望、再導入を求める声	「カラオケ復活ぜひ」「リハビリにもなる」「多少のお金を払ってもよい」

利用目的別利用頻度



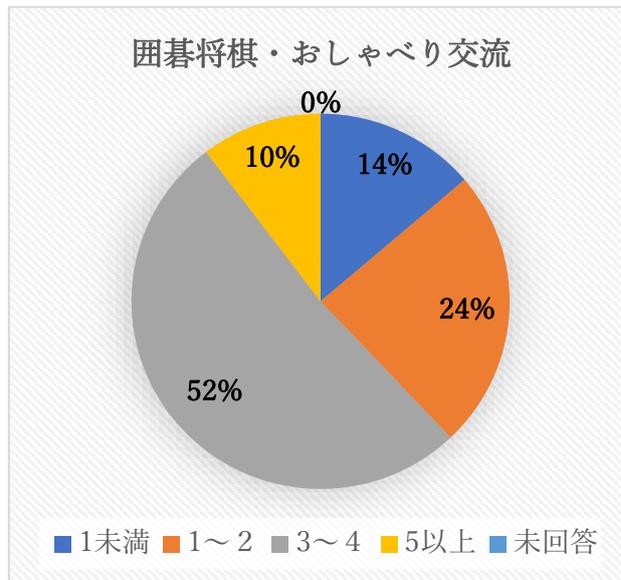
お風呂利用者の週の利用回数は、3から4回が最も多い結果となっています。男女交代制となっている利用可能な最大回数が3回から4回であるため、利用可能日ほぼすべて来ている常連層が多い結果となります。



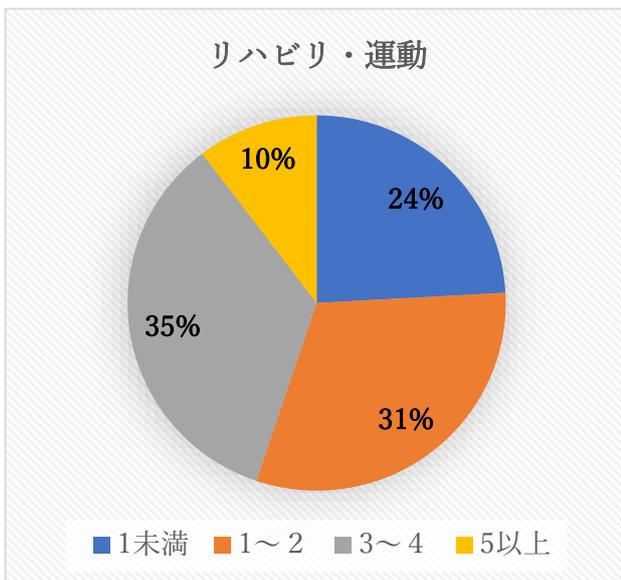
子育て広場については、週2回未満が全体の9割以上となっております。



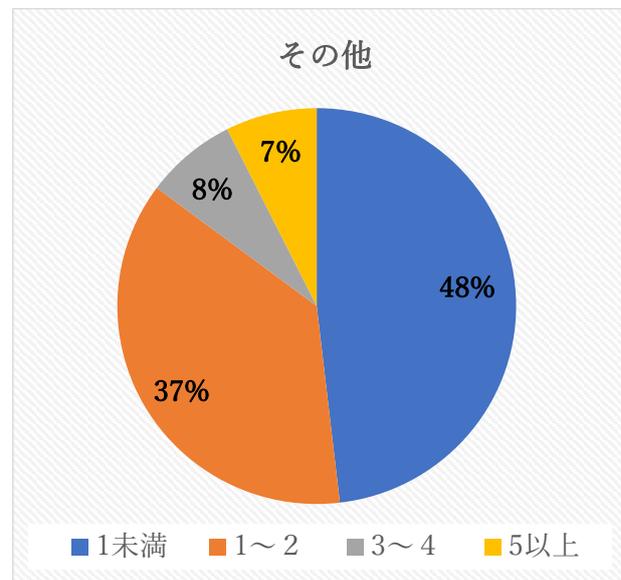
会議室・ホールでの活動も週2回未満が全体の9割以上となっております。



囲碁・将棋・おしゃべり・交流目的は週3、4回の利用が最も多く5割を超えています。5回以上の利用も1割います。



リハビリ・運動目的は3回以上の利用者が約45%と「日常的な運動・リハビリ習慣」としてセンターを活用しています。



その他はボランティア活動や木工作业などで週2回未満が90%弱となっております。

(5) アンケート結果の考察

福祉センター利用者のニーズ把握のためアンケート調査を実施し、293人から回答を得ました。一般入浴施設の常連利用者は約140人であるのに対し、入浴を主目的として来所した利用者からは134人の回答を得ており、入浴利用者の大多数の意見を把握できているものと考えています。

アンケート結果では、福祉センターの利用目的として、一般入浴施設の利用が約4割を占める一方、過半数となる約6割は、一般入浴施設以外の目的で利用していることが分かりました。

また、一般入浴施設の利用目的については、娯楽や交流を目的とした利用が中心であり、福祉センター以外に入浴手段がないと回答した、いわゆる必要利用者は約2%にとどまっています。

これらのアンケート結果から、「大きいお風呂に入りたい」、「憩い・交流の場」を目的とした利用が多いことが分かりました。一方で、その背景には、単に入浴そのものを目的とするというよりも、入浴をきっかけとした交流や、外出・健康づくりの機会を求めている実態がうかがえます。

また、自由記載欄に寄せられた意見からは、福祉センターの存続を望む声とともに、入浴利用者を中心に入浴機能の継続や修繕を求める意見が見られました。一方で、その内容を見ると、入浴そのものの必要性というよりも、交流の場としての役割や、安心して人とつながれる居場所としての機能を重視する声が多くなっています。

その他、高齢者の孤立防止や会話・趣味活動を通じた健康維持の拠点としての機能回復を求める意見も寄せられており、自由記載欄の結果からは、個別の設備の維持にとどまらず、人が集い、交流できる場としての福祉センターの役割が強く期待されていることがうかがえます。

これらのことから、福祉センターに求められている役割は、設備としてのお風呂の提供を中心としたものから、人が集い、元気になり、つながる場を提供する役割へと変化しており、今後はそうした機能を重視した運営が重要であると考えられます。

5. 牛久市総合福祉センター運営協議会

福祉センターの管理運営に関する基本的な事項について協議するため、社会福祉団体及び福祉奉仕団体の代表者並びに福祉関係者、学識経験者、市職員及び福祉関係法人の職員で構成される牛久市総合福祉センター運営協議会を設置しています。

令和7年7月31日、令和7年11月28日の2回にわたり開催しました本協議会において、入浴施設について議題として取り上げご意見を伺いました。いただいた主なご意見は次の通りです。

(1) 第1回会議で出た主な意見（要約）

① 入浴施設の利用状況・利用者について

- ・ コロナ禍や入浴施設の故障による交代制運営の影響により、利用者数が大きく減少している点はやむを得ない。
- ・ 現在の入浴利用者は、長年利用している常連の方が中心であり、利用者の固定化が進んでいる。
- ・ 新規利用者が増えにくい状況であり、今後も大幅な利用回復は見込みにくいのではないか。

② 入浴施設の必要性について

- ・ 「大きいお風呂に入りたい」というニーズは一定数あることは理解できる。
- ・ 入浴そのものが不可欠というより、交流や外出のきっかけとして利用されている側面が大きいのではないか。
- ・ 福祉センター以外に入浴手段がない人はごく少数であり、公費で維持し続ける必要性については慎重に考えるべき。

③ 費用・施設維持について

- ・ 入浴施設の修繕・更新には多額の費用がかかり、費用対効果の面で課題が大きい。
- ・ 燃料費の高騰など、今後さらに運営コストが増加することが懸念される。
- ・ 限られた財源の中で、どこに重点を置くべきか整理が必要。

④ 今後の福祉センターの役割について

- ・ 福祉センターは「お風呂の施設」ではなく、人が集い、交流し、健康づくりにつながる場であるべき。
- ・ 入浴機能に代わる形で、交流や健康づくりを促進する取り組みを充実させる方向性が望ましい。
- ・ 高齢者の居場所づくりや、地域のつながりを支える機能を今後も維持・強化していく必要がある。

(2) 第2回会議で出た主な意見（要約）

① 入浴施設廃止の方向性について

- ・ 入浴施設は老朽化が著しく、男性浴場の故障を含め、今後も安定的な運営は困難である。
- ・ 修繕や更新を行い継続する場合、多額の費用が必要となる可能性が高く、費用対効果の面からも入浴施設の継続は現実的ではない。
- ・ 限られた財源の中で、市民サービス全体を考えた場合、利用者の減少を見れば入浴機能は一定の役割を終えたと考えざるを得ない。

② 利用実態・アンケート結果に関する意見

- ・ アンケートでは「大きいお風呂に入りたい」という回答が最も多かったが、その多くは生活上の必需ではなく、娯楽・交流目的であることが示されている。

- ・ 福祉センター以外に入浴手段がない利用者のごく少数であり、福祉的な必要性は限定的である。
 - ・ 回答者数は 293 人であり、利用者の中心となっている常連層の意見は概ね把握できている一方、全市民の意見とは異なる点には留意が必要。
 - ・ 利用者の多くが自家用車で来所しており、移動手段が全くない層は少数であることも確認された。
- ③ コスト・財政負担について
- ・ 燃料費だけでも年間数百万円規模の支出があり、利用料収入とは大きな乖離がある。
 - ・ 清掃、水質検査、消耗品、人件費などを含めると、実際の運営コストはさらに大きい。
 - ・ 廃止後にどの程度のコスト削減効果が見込まれるのかを、今後わかりやすく示すことが、市民理解の促進につながる。
- ④ 廃止時期について
- ・ 年度末での廃止は、事務手続きや今後の施設改修計画との整合性から合理的であるとの意見があった。
 - ・ 一方で、周知期間は十分な期間が必要であり、丁寧な説明と代替手段の案内が不可欠との指摘があった。
 - ・ 故障リスクが高まる中、なし崩し的に利用停止となる前に、区切りをつける必要があるという意見もあった。
- ⑤ 防災・福祉的配慮について
- ・ 災害時や福祉避難所としての位置づけにおいて、入浴機能をどう考えるかという視点が示された。
 - ・ 入浴が必要な方については、介護保険サービスや他の支援制度と連携し、個別に対応すべきとの意見があった。
 - ・ 少数であっても支援が必要な方には、廃止後も寄り添った対応を行うことが重要である。
- ⑥ 今後の福祉センターの在り方について
- ・ 福祉センターの本質的な役割は「お風呂」ではなく、人が集い、交流し、元気になれる場を提供することにある。
 - ・ 入浴機能廃止後は、交流・健康づくり・子育て支援・就労支援など、他の福祉機能の充実に力を入れるべきとの意見が多く出された。
 - ・ 地区社協や地域活動との役割分担を意識し、地域に人のつながりを広げていく視点も重要である。
 - ・ 改修工事を契機として、次の時代にふさわしい福祉センターの姿を段階的に検討していく必要がある。

(3) 議論の整理（総括）

第 1 回会議では、福祉センターにおける入浴施設の利用状況や利用者の実態、施設の老朽化、運営コストの増加など、現状の課題について幅広く意見が交わされました。特に、コロナ禍や設備故障の影響により利用者数が大きく減少していることや、利用者の固定化が進み、新規利用者の増加が見込みにくい状況であることについて、共通認識が形成されました。また、入浴利用の多くが交流や外出のきっかけとしての利用であり、生活上不可欠な機能としての必要性は限定的であるとの課題も指摘されました。

これらを踏まえた第 2 回会議では、アンケート結果や具体的な費用・財政負担の試算をもとに、入浴施設を今後も継続した場合の現実性について、より踏み込んだ議論が行

われました。その結果、老朽化した施設を修繕・更新して維持するためには多額の費用が必要となり、費用対効果の面からも現実的ではないこと、限られた財源の中で市民サービス全体を考えた場合、入浴機能は一定の役割を終えたと判断せざるを得ないとの認識が共有されました。

また、廃止時期や周知期間、防災・福祉的配慮など、廃止を前提とした具体的な対応についても議論が進められました。少数であっても支援が必要な利用者に対しては、介護保険サービス等の既存制度と連携し、個別に丁寧な対応を行う必要があること、廃止後は入浴機能に代わり、交流や健康づくりといった福祉センター本来の役割を一層充実させていくことが重要であるとの方向性が確認されました。

このように、第1回会議では課題の整理と問題意識の共有を行い、第2回会議ではその課題に対する具体的な判断と対応方針を検討することで、入浴施設の廃止は「やむを得ない判断」であるとの結論に至りました。

6. 牛久市総合福祉センターのあり方及び今後の方向性に関する市の考え方

(1) 一般入浴施設の廃止

令和8年9月末日をもって廃止します。

利用者の減少と一部利用者への固定化により、一般入浴施設の利用は年々限定的なものとなっており、今後においても利用者数の大幅な増加は見込めない状況です。このような利用実態を踏まえると、一般入浴施設は、広く市民に開かれた公共サービスとしての役割が次第に低下しているといえます。

また、一般入浴施設の運営に当たっては、燃料費などにより、年間で約1千万円の運営経費を要しています。令和5年度および令和6年度の利用者数はいずれも約2万4千人程度にとどまっており、これらの運営経費を踏まえると、1人当たりのコストは相対的に高い水準となっています。

さらに、施設設備は設置から長期間が経過しており、老朽化が進行しています。今後、安全かつ安定的に運営を継続するためには、設備更新や修繕工事などに多額の改修費用および維持管理費を要することが見込まれます。将来的な利用見込みや地域福祉施策全体への効果を総合的に考慮すると、これらの費用を公費で負担し続けることについては、費用対効果の面で大きな課題があると判断せざるを得ません。

こうした状況を踏まえ、総合福祉センター運営協議会における意見や、利用者アンケートの結果をもとに、一般入浴施設の継続の可否や今後のあり方について、段階的かつ慎重な検討を行ってきました。その結果、現在の利用状況のもとで、多額の修繕費や維持管理費を公費で負担し続けることは、公共サービスとしての公平性や持続性の観点から適切とは言えないとの判断に至りました。

以上の検討結果を踏まえ、一般入浴機能については、これまで一定の役割を果たしてきたものの、現在の社会状況や利用実態、将来的な財政負担を総合的に考慮すると、その役割は一区切りを迎えたものと考え、令和8年9月末日をもって廃止することとします。

あわせて、牛久市総合福祉センターでは、令和8年10月から大規模改修工事の着手を予定しており、工事期間中は安全確保の観点から、施設内の動線制限や利用制限が生じることが見込まれます。このような状況下で一般入浴施設を継続することは現実的ではなく、利用者への影響を最小限に抑えるためにも、工事開始前の区切りの良い時期に廃止することが適当であると判断しました。

また、一般入浴施設の設備は老朽化が著しく進行しており、今後、いつ重大な故障が発生してもおかしくない状況にあります。仮に故障が発生した場合でも、廃止方針を踏まえ修繕は行わない考えであることから、突発的な使用中止による「なし崩しの終了」を避け、あらかじめ廃止時期を定めて周知することが、利用者にとっても望ましいと考えました。

廃止にあたっては、利用者への影響を十分に考慮し、令和8年4月を目途に方針を公表し、約6か月間の周知期間を設けます。周知にあたっては、市ホームページや広報紙への掲載、福祉センター館内への掲示等を通じて、段階的かつ丁寧な情報提供を行うとともに、利用者からの問い合わせや意見に適切に対応できる体制を整え、理解促進に努めていきます。

(2) 大規模改修

一般入浴施設は廃止しますが、一方で福祉センターは、社会福祉協議会等の事業者による各種福祉サービスの提供をはじめ、子育て支援や高齢者の交流、地域活動の拠点として、今後も継続して必要とされる施設です。

課題でも示したとおり、福祉センター施設は老朽化が進行しており、外壁の脱落や雨漏り、設備の故障などが頻発していることから、計画的な修繕が求められる状況にあります。特に、受変電設備である屋外キュービクルについては、竣工当時から改修が行われておらず、耐用年数を経過している状況です。

また、照明設備についても、2027年に蛍光灯や水銀灯等の生産終了が予定されていることから、将来的にはLED照明への更新が必要となります。

このような状況を踏まえ、市では平成29年3月に「牛久市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めました。さらに、令和4年3月に策定した「牛久市総合福祉センター長寿命化計画」において、本施設の改修を行うことが位置付けられています。

これらの計画に基づき、令和7年度に改修工事の実施設計を発注し、年度内に完了する予定です。その後、この設計を基に、令和8年度から令和9年度までの2か年で大規模改修工事を実施する予定としています。

大規模な改修となることから、相応の費用が見込まれますが、廃止とする一般入浴施設については改修を行いません。入浴施設を維持し続けるよりも、必要な機能に絞って投資を行うことで、長期的には効率的かつ持続可能な施設運営につながるものと考えています。

(3) 今後の在り方

今後の牛久市総合福祉センターについては、一般入浴機能の廃止を一つの契機として、単なる施設の維持にとどまらず、地域福祉の拠点としてどのような役割を担っていくべきかについて、改めて検討を進めていきます。現時点では、入浴機能に代わる新たな機能の方向性として、人と人が自然に集い、交流が生まれる場としての機能や、健康づくり・生きがいを支える場としての役割が重要であると考えており、「人が元気になる、つながる拠点」としての在り方を基本に、今後具体化を図っていく考えです。

具体的な取組内容については、社会福祉協議会をはじめとする関係団体との意見交換や連携を通じて、高齢者の交流や介護予防、子育て世代の支援、地域活動やボランティア活動の促進など、多様な世代が利用しやすい機能や環境の在り方について、段階的に検討を進めていきます。また、誰もが気軽に立ち寄れる居場所として、孤立の防止や地域コミュニティの活性化につながる機能についても、今後のニーズや利用状況を踏まえながら、検討を継続していきます。

なお、一般市民を対象とした入浴施設は廃止する一方で、老人デイサービスの福祉サービスとして実施している入浴支援については、引き続き重要な機能であると認識しており、今後も継続する方向で考えています。これらの福祉サービスに係る入浴設備については、安全性や衛生面の確保が不可欠であることから、必要な設備更新の内容や時期についても、全体の改修計画の中で検討していきます。

市としては、限られた財源の中で、より多くの市民にとって必要性が高く、将来的な効果が期待できる機能に重点を置きながら、大規模改修を通じて安全性や利便性の確保を図るとともに、福祉ニーズの変化に柔軟に対応できる施設となるよう、長期的な視点に立った持続可能な運営の在り方について、引き続き検討を進めていく考えです。

(4) あり方を考える上での課題の整理

今後、牛久市総合福祉センターの在り方を検討するにあたっては、次のような課題について整理し、検討を進めていく必要があります。これらの課題については、大規模改

修工事期間中も検討を継続し、工事完了後となる令和9年度を目途に、今後の在り方として一定の方向性を取りまとめることを想定しています。

① 関係団体との役割分担と連携の在り方

社会福祉協議会をはじめとする関係団体との役割分担や連携方法について整理し、それぞれの強みを生かした効率的かつ効果的な運営体制を検討する必要があります。

② 地域福祉拠点としての役割の明確化

高齢者、子育て世代、障がいのある方など、多様な世代・立場の市民にとって、総合福祉センターがどのような機能や役割を担うべきかについて整理する必要があります。

③ 利用ニーズの把握と機能構成の検討

人口構成や生活様式の変化を踏まえ、今後求められる福祉サービスや交流機能について、利用実態やニーズを把握した上で、施設全体の機能構成を検討する必要があります。

④ 誰もが利用しやすい施設環境の整備

一般入浴施設の廃止後に生じる空間については、既存施設の有効活用の観点から、どのような機能転用が適切であるかを含め、今後の利用ニーズや運営体制を踏まえた検討を行っていきます。

⑤ 持続可能な運営と財政負担の適正化

限られた財源の中で、将来的な維持管理費や運営コストを見据えつつ、費用対効果や公平性の観点から、持続可能な施設運営の在り方を検討する必要があります。

7. おわりに

本報告書では、福祉センターの利用者数の推移や各事業の利用実態、施設の老朽化状況等を整理した上で、一般入浴施設を含む福祉センター全体の今後の在り方について検討結果を取りまとめました。

福祉センターは、これまで長年にわたり多くの市民に利用され、地域福祉の推進に一定の役割を果たしてきました。一方で、社会環境の変化や福祉ニーズの多様化、施設の老朽化といった課題に直面する中、従来と同様の機能や運営形態を維持し続けることが難しくなっていることも明らかになっています。

特に、一般入浴施設については、利用者の減少に加え、施設の老朽化が進行していることから、維持管理や将来的な設備更新に多額の費用を要するなど、運営面で大きな課題を抱えています。また、福祉施策としての位置づけや費用対効果を総合的に考慮すると、公共施設として継続することには大きな課題があると判断されました。

本報告書において整理した検討内容は、一般入浴施設の是非を個別に論じるものではなく、総合福祉センター全体が今後も地域福祉の拠点として持続的に機能していくために、限られた人員や予算を踏まえ、必要な機能に重点化していくべきかという観点からまとめたものです。

こうした検討の結果、一般入浴施設については、現在の社会状況や利用実態、将来的な財政負担等を踏まえ、総合福祉センターに求められる役割を維持・強化していく観点からも、廃止することが適当であるとの結論に至りました。

今後は、一般入浴施設を廃止するとの判断に至った本報告書の内容を踏まえ、関係団体や利用者、市民の意見を丁寧に向いながら、事業終了に伴う影響への対応や、円滑な事業移行の在り方について検討を進めていきます。

また、限られた財源の中で持続可能な施設運営を行うためには、費用対効果や将来負担の見通しを踏まえた現実的な判断も不可欠です。

福祉センターが、今後も支援を必要とする人々に寄り添い、安心して利用できる場であり続けるためには、時代の変化に応じた見直しと改善を重ねていくことが重要です。こうした考えのもと、本報告書で整理した利用実態や施設状況、費用対効果等を総合的に勘案した結果、一般入浴施設については、その役割を一定程度果たしてきたものの、今後は福祉センターの中核的機能として継続することは困難であると判断し、廃止することが適当であるとの結論に至りました。

一般入浴施設の廃止は、福祉センター全体の機能を縮小するものではなく、限られた資源をより効果的に活用し、身障デイ、知的デイ、老人デイ、就労支援、子育て広場等の福祉サービスの充実や、地域福祉の拠点としての役割を一層強化していくための見直しです。

本報告書は、こうした方向性についての共通理解を図るための基礎資料として位置づけ、今後の具体的な方針決定および事業移行の検討に資するものとしします。

入浴施設の方向性
及び総合福祉センターの今後のあり方について

令和8年3月

発行 牛久市

編集 保健福祉部 社会福祉課

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1

TEL 029-873-2111 (1711)

FAX 029-873-1775